

SHINSHU
SUZAKA
2024.6.1

須坂の町並み だよ

No.24

須坂の町並みが重要伝統的建造物群保存地区に選定されます！

1 重要伝統的建造物群保存地区とは

須坂市では、かねてより重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）の選定に向けて、みなさまにご意見・ご協力をいただきながら手続きを進めてきました。

伝統的建造物群保存地区とは、伝統的建造物（町家や土蔵など）の集まりと、石積みや樹木などの周辺環境を歴史的、景観的なまとまりとして、その歴史的価値を市が将来にわたり保存すると定めた地区のことです。中でも、国にとって価値が高いとされる地区を「重伝建地区」と呼び、須坂市も今後、官報告示を経て正式に重伝建地区へ選定されることとなります。（須坂市須坂伝統的建造物群保存地区の範囲は裏面の地図で灰色に塗られている部分です。）

このような評価をいただけたのも、町並み保存にご尽力いただいた市民のみなさまのおかげです。本当にありがとうございます。これからは新たな制度を活用し、より一層町並みを保存・活用するお手伝いをしてまいりますのでよろしくお願いいたします。



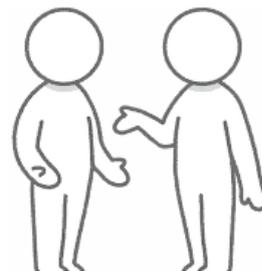
2 改修・建て直しの際は事前にご相談をお願いします

地区内で新築・増改築を行う際には申請をする必要があります。古いもの、新しいものにかかわらず、地区内すべての建造物に対し町並みを損なわないための基準があり、事前に市の許可を受ける必要があります。

保存の対象となる建築物および工作物（特定物件）については、伝統的な工法で外観修理を行います。原則として現状維持あるいは復原を行い、特定物件の取り壊しはできません。

特定物件以外の建造物に関しても、地区内の景観を守るため、周辺の景観に合った外観にさせていただく必要があります。新しく建造物を建てる場合や、現状を変えるようなことがあれば、早めのご相談をお願いします。

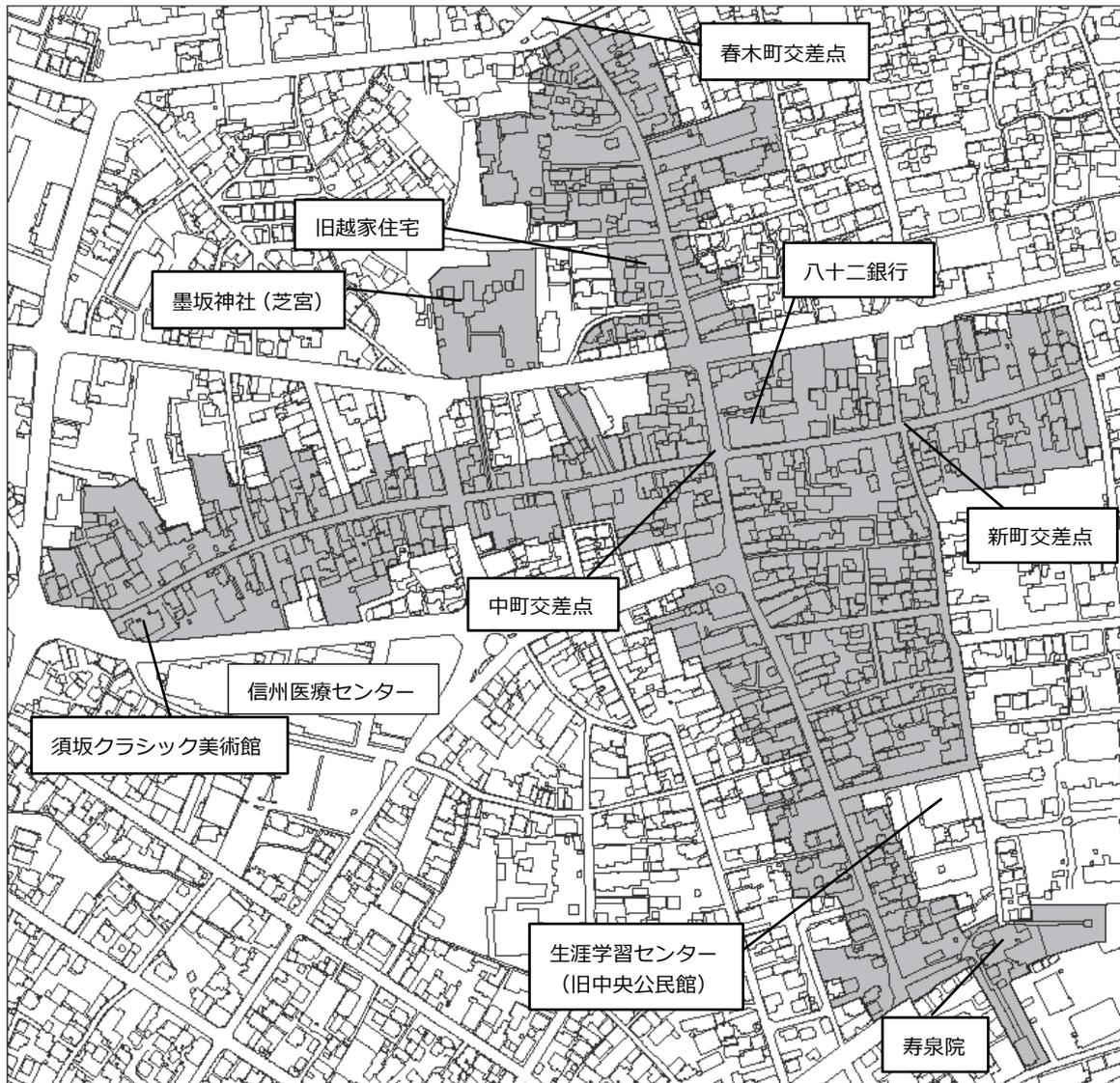
所有者の方に大きな負担がかからないよう、補助金の交付を受けることができます。地区内であれば、特定物件以外でも受けることができますので新築・増改築と合わせてご相談ください。



※各種基準の詳細は別紙やホームページをご覧ください。

裏面へつづく

3 須坂市須坂伝統的建造物群保存地区の範囲



4 須坂の魅力紹介「ぼたもち石積み」

ぼたもち石積みは江戸末期から明治期に発達したとされ、類似した石積みは北信地域を中心に広く分布しています。

当時は製糸業によって隆盛を極めた製糸家たちの屋敷内の建築物の基礎として多数つくられ、富と権威の象徴とされていました。石ひとつを積み上げるのに1日かかるといわれるほど石工技術と多くの時間を要するものでした。

重伝建地区の選定に向け、調査をしていただいた先生は、ぼたもち石積みに対する市民の愛着の強さがとても印象に残ったそうです。町中を歩いてみると随所に見られますので、お近くに寄られた際はぜひ探してみてください。



重伝建地区の選定に向けて長きにわたり支えていただきありがとうございました。今後もより一層の町並みの保存・活用に向けたご支援・ご協力をお願いいたします。大切な文化財を守るとともに、地域の皆様にとって住みやすいまちを目指していきましょう。疑問に思うことやお気づきの点がありましたら気兼ねなくご連絡ください。

編集・発行・問合せ
須坂市 社会共創部 文化スポーツ課
重伝建推進係 担当：栗田、小西、山田
☎026-248-9027

詳しくはこちらから



別表4 修理基準

建築物	地割・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な地割を継承した現状の間口を維持すること。 ・履歴等を調査の上、その歴史的特性に従い、現状維持もしくはは然るべき旧状への復原とする。
	構造・規模 外部意匠等	<ul style="list-style-type: none"> ・痕跡等を調査の上、外観およびその歴史的特性を維持するため、現状維持もしくはは然るべき旧状への復原とする。
工作物	門	<ul style="list-style-type: none"> ・痕跡等を調査の上、外観およびその歴史的特性を維持するため、現状維持もしくはは然るべき旧状への復原とする。
	塀	同上
	石積み	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴等を調査の上、その歴史的特性に従い、現状維持もしくはは然るべき旧状への復原とする。 ・ぼたもち石積みなどの種類や所在地などの現状を尊重し、形状や位置などをむやみに変更しない。
	その他の工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴等を調査の上、その歴史的特性に従い、現状維持もしくはは然るべき旧状への復原とする。 ・所在地などの現状を尊重し、位置などをむやみに変更しない。

※その他、特に記載のない形態・意匠等は伝統的建造物に準ずるものとする。また、教育委員会が特に必要と認め、上記の基準に依り難い場合は、須坂市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮って決定する。

別表5 復旧基準

環境物件	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地などの現状を尊重し、位置などをむやみに変更せず現状維持および保全に努める。 ・履歴等を調査の上、その歴史的特性に従い、現状維持もしくはは然るべき旧状への復旧とする。
------	---

※その他、特に記載のない形態・意匠等は伝統的建造物に準ずるものとする。また、教育委員会が特に必要と認め、上記の基準に依り難い場合は、須坂市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮って決定する。

別表6 修景基準

種 別		十字の街道に面するもの	十字の街道に面さないもの		
建 築 物	敷 地	地 割	・歴史的な地割を継承した現状の間口を維持すること。		
		配 置	・街道に面して建て、軒先もしくは下屋は道路から後退させない。 ・主となる建築物に脇門を設けるなど、周囲の伝統的建造物に準ずる配置とする。 ・前面道路に面して建て、町並みの連続性が失われないよう配慮する。		
	構 造 ・ 規 模	構 造	・木造で、周囲の伝統的建造物と調和するものとする。		
		建 物 間 口	・周囲の伝統的建造物に準ずる。		
		階 数	・平屋建てもしくは二階建てとする。		
		高 さ	・周囲の伝統的建造物に準ずる。		
		基 礎	・コンクリート面の露出が目立たないようにする。		
	外 部 意 匠	屋 根	形 式	・切妻造を基本とする。	
			勾 配	・周囲の伝統的建造物に準ずる。	
			軒	同上	
			材 料	・瓦葺きとする。	・瓦葺きもしくは金属板葺きとする。
			色 彩	・灰色もしくは黒色系統とする。	
		下屋庇	形 式	・周囲の伝統的建造物に準ずる。	
			材 料	・屋根と同様の材料とする。	
			色 彩	・屋根と同等の色彩とする。	
		外 壁	形 式	・大壁造とし、漆喰仕上げ等、周囲の伝統的建造物に準ずる仕上げとする。	・大壁造もしくは真壁造とし、周囲の伝統的建造物に準ずる仕上げとする。
			色 彩	・中塗り仕上げもしくは白漆喰仕上げに調和するものとする。	
		建 具	形 式	・周囲の伝統的建造物に準ずる。	
			材 料	・原則木製とする。	
	色 彩		・周囲の伝統的建造物に準ずる。		
工 作 物	門	形 式	・木製で、材料や規模は周囲の伝統的建造物に準ずる。		
		色 彩	・無彩色もしくは自然の素材色など、周囲の伝統的建造物に準ずる。		
	堀	形 式	・木製の板堀もしくは土堀とし、材料や規模は周囲の伝統的建造物に準ずる。		
		色 彩	・無彩色もしくは自然の素材色など、周囲の伝統的建造物に準ずる。		
	その他の工作物		・周囲の伝統的建造物に準ずる。		

※その他、特に記載のない形態・意匠等は伝統的建造物に準ずるものとする。また、教育委員会が特に必要と認め、上記の基準に依り難い場合は、須坂市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮って決定する。

別表7 許可基準

建築物	敷地	地割	・歴史的な地割を継承した現状の間口を大きく改変しないこと。	
		配置	・道路に面して建て、軒先もしくは下屋は道路から後退させない。 ・主となる建築物に脇門を設けるなど、周囲の伝統的建造物に調和する配置とする。	
	構造・規模	構造	・歴史的風致を損なわないものとする。	
		建物間口	同上	
		階数	・平屋建てもしくは二階建てとする。	
		高さ	・歴史的風致を損なわないものとする。	
		基礎	・コンクリート面の露出が目立たないように配慮する。	
	外部意匠	屋根	形式	・切妻造など、周囲の伝統的建造物に調和する形式とする。
			勾配	・歴史的風致を損なわないものとする。
			軒	同上
			材料	・瓦葺きもしくは金属板葺きとする。
			色彩	・灰色もしくは黒色系統とする。
		下屋庇	形式	・歴史的風致を損なわないものとする。
			材料	同上
			色彩	・灰色もしくは黒色系統とする。
		外壁	形式	・歴史的風致を損なわないものとする。
			色彩	・中塗り仕上げや白漆喰仕上げなど、周囲の伝統的建造物に調和する色彩とする。
		建具	形式	・歴史的風致を損なわないものとする。
			材料	・通りに面する建具は原則木製とする。
			色彩	・歴史的風致を損なわないものとする。
	設備機器等		・通りからみえる配置や形状としない。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、歴史的風致に調和した素材・形状・色彩による目隠しを行い、外観上目立たないようにすること。	
	工作物		・歴史的風致を損なわないものとする。	
	駐車場・空地等		・通りに面して駐車場を設ける場合は、門や塀などによる目隠しを行い、歴史的風致を損なわないものとする。 ・門や塀、車庫等を設ける場合は、それぞれの基準に従うものとする。	
宅地造成・土地の形質の変更		・造成および変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。		
樹木の伐採・土石類の採取		・実施後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。		

※その他、特に記載のない形態・意匠等は伝統的建造物に準ずるものとする。また、教育委員会が特に必要と認め、上記の基準に依り難い場合は、須坂市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮って決定する。